

事業者殿

(公社) 神奈川労務安全衛生協会藤沢支部
支部長 通山 哲

「低圧電気取扱業務特別教育(学科のみ)」開催について

事業者は、労働安全衛生法第59条第3項で「危険又は有害な業務」、労働安全衛生規則第36条第4号*（下記、3. 特別教育を必要とする業務参照）の業務に就かせる労働者に対し、低圧電気取扱業務特別教育の実施が義務付けられています。また、特別教育の対象となる低圧電気は、交流で600V以下、直流で750V以下の電圧をいいます。電気災害による死亡者数は毎年20人前後で推移しており、このような労働災害を防ぐための特別教育ですので、是非、この機会にご受講頂けますようご案内申し上げます。※「電気工事士」の資格を保有している場合でも本業務を行うには特別教育を修了する必要があります。

—記—

1. 開催日時 2023年6月26日(月) 8:40~17:00 受付開始 8:30~
2. 会場 藤沢市建設会館4階 大会議室 <所在地: 藤沢市朝日町5-7>
3. 特別教育を必要とする業務* <労働安全衛生規則第36条第4号>

①低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務 ②配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
--
4. 講師 労働安全コンサルタント
5. カリキュラム <学科講習:7H>・低圧電気に関する基礎知識(1.0H)
 - ・低圧電気設備に関する基礎知識(2.0H)・低圧用安全作業用具に関する基礎知識(1.0H)
 - ・低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(2.0H)・関係法令(1.0H)
 <実技講習は各々事業場で実施。>・低圧活線及び活線近接作業方法について(7.0H以上)
 実施記録を作成し3年間保存する>・開閉器の操作業務のみを行う者(1.0H以上)
6. 受講料 <会員>9,600円(税込) <一般>11,600円(税込)
(受講料には、テキスト770円・資料代・昼食代470円・消費税が含まれます)
※会員の方は、ネット申込されますと受講料が300円割引となります。
7. 定員 42名(先着順に受付し定員になり次第、締切りとさせていただきます)
8. 修了証 教育修了者には、当協会藤沢支部で発行する「修了証」を当日交付致します
9. 申込方法 支部HPからのNet申込み、又は申込書に必要事項を記載しFAXまたは担当者宛Eメールでお申込み下さい。
10. 振込先 横浜銀行 藤沢中央支店 普通預金 口座番号 1463949
(公社) 神奈川労務安全衛生協会藤沢支部 (シヤ)カガワロウムアンゼンエイセキョウカイジツサワフ
振込手数料は、貴社にてご負担願います。
11. その他
 - ①キャンセルは開講日の支部稼働日4日前までをお願い致します。
以降の返金をご対応いたしかねますので、予めご了承願います。
 - ②当教育および修了者台帳に関する目的以外に個人情報を出することはございません。
 - ③当日“受付”にて「会社名・氏名」を申し出願います。
 - ④会場には駐車できませんので、車・バイク・自転車でのご来場はご遠慮下さい。

<申込先 : FAX:0466-27-7499 / Eメール: fujisawa1@roaneikyo.or.jp>

<お問合せ: (公社) 神奈川労務安全衛生協会藤沢支部 TEL:0466-26-1991>

「低圧電気取扱業務特別教育(学科のみ)」受講申込書(6/26)

事業場名				会員番号
所在地	〒			
担当者名	TEL		FAX	
	氏名	氏名	氏名	
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
受講料 振込予定日	月	日頃	会員受講料 9,600円/人・一般受講料 11,600円/人	
			申込者数: 名	受講料振込額: 円

※「受付印」のとおり申込受付を完了いたしました。